

すみだ食育 good ネット 会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、すみだ食育 good ネットと称し、所在地を東京都墨田区文花一丁目32番1-101号とする。

(目的)

第2条 本会は、区民、地域団体、NPO、事業者（飲食店・食品・保健・福祉・医療等）、企業、大学、区等の関係者（以下「民・産・学・官等の関係者」という。）による協働のネットワークの構築により、相互の食育の取組を通してつながりを広め、食育に関する情報を共有し、協創の食育活動を推進するとともに「すみだらしい食育文化」を育むまちづくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食育活動を推進する民・産・学・官等の関係者のネットワークを推進する事業
- (2) 地域の食育に関する普及啓発事業
- (3) 墨田区及び地域団体並びに関係団体との協働による食育の推進事業
- (4) 本会の活動に関する広報事業
- (5) 食育を推進する人材を育成する事業
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第4条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の活動に賛同し、かつ、墨田区等において食育推進に関わる活動を行う民・産・学・官等の関係者及び個人をいう。

(2) 後援会員

本会の活動に賛同する団体（法人を含む。）及び個人をいう。

(入会及び入会金)

第5条 前条各号に規定する会員の要件を有し、本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会承認後、別表に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入したことにより会員とする。

(会費)

第6条 毎年4月1日に会員としての資格を有するものは、別表に定める会費を納入しなければならない。

2 本会に入会を希望する者の会費は、入会申込書を提出した日の属する月から当該会計年度の終了月までの月数に月額を乗じた額とする。

3 いったん納入された会費等は、いかなる場合も返金しないものとする。

(会員の権利)

第7条 総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

2 正会員は、各役員に選任される資格を有する。

(会員の退会)

第8条 退会を希望する会員は、所定の退会届を本会へ提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届を提出し、理事会で承認されたとき。
- (2) 第4条各号に規定する会員の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 個人会員が死亡、もしくは団体が解散したとき。
- (4) 会費の納入を理由なく2年間滞ったとき。

(会員の除名)

第10条 会員が、次の事由の一つに該当する場合には、理事会の議決により除名する。

- (1) 本会則に違反したとき、又は本会の名誉を毀損し、若しくは信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) 運営及び営業に係る関係法令並びに公序良俗に反したとき。
- (3) その他除名すべき事由があると判断されるとき。

第4章 役員等

(役員等)

第11条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 会計監査 2名

2 前項の理事のうち、次の役職を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 常務理事 2名以上
- (3) 事務局長 1名

(役員等の資格)

第12条 本会の役員等は、正会員でなければならない。

ただし、会計監査のうち1名は、非会員の者でなければならない。

2 会計監査は、理事の職務を兼ねることはできない。

(役員等の選任)

第13条 役員等は、総会の議決によって選任する。

2 理事になろうとする者は、現理事の内から2名以上の推薦を有する。

3 代表理事、常務理事は、理事の互選により選出する。

4 事務局長は、理事の中から代表理事が指名する。

(役員等の職務)

第14条 役員等は、次の会務を行う。

- (1) 代表理事は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。
ただし、常務理事の代行の順位は理事会にて決定する。
- (3) 事務局長は、総務及び事業の運営を総括する。

- (4) 理事は、総務及び事業の運営を行う。
 - (5) 会計監査は、本会の財務状況及び会計執行状況を監査する。
- (役員等の任期)

第15条 役員等の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠のため又は増員により就任した役員の場合は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (3) 役員等は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第16条 総会の議決において必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において候補者を選出し、総会において承認され、理事会の要請に応じて助言することができる。

第5章 機関

(機関の種類)

第17条 本会の機関は、総会及び理事会とする。

(総会)

第18条 総会は、全ての正会員をもって構成し、本会における最高意思決定機関とする。

2 通常総会は、年1回とし、5月末日までの開催とする。

3 代表理事が必要と認めるとき、又は正会員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

4 総会の議長は、代表理事又は正会員のうちから代表理事の指名した者がこれにあたる。

5 総会は、正会員の半数以上の出席者（委任状含む）によって成立し、議事は、出席した正会員の過半数で議決する。

ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効とする。

(総会の議決事項)

第19条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員等の選任及び解任
- (5) その他特に重要な事項

(理事会)

第20条 理事会は、代表理事、常務理事及び理事をもって構成し、本会における執行機関とする。

(1) 理事会は、代表理事が必要と認めるときに招集する。

(2) 理事会の議長は、代表理事の指名した者がこれにあたる。

(3) 理事会は、半数以上の出席によって成立し、議事は、出席した過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 理事会は、次の事項を執行する。

- (1) 総会の議決した事項

- (2) 総会に付すべき事項の決定
- (3) 委員会等の設置に関する事項
- (4) 会員の入退会、除名に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第6章 会計

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 本会の事業計画及び収支予算については、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第23条 本会の事業報告及び収支決算については、毎会計年度終了後、代表理事が作成し、会計監査の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第24条 本会の収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得てその全部または一部を翌会計年度に繰り越すものとする。

別表

	団 体	個 人
入会金	500円	500円
正会員	6,000円 (月額500円：12か月分)	3,000円 (月額250円：12か月分)
後援会員	1口 5,000円 (1口以上)	1口 1,000円 (1口以上)
理事	上記正会員会費に 6,000円追加	上記正会員会費に 3,000円追加

附則

- 1 この会則は、平成22年4月14日から施行する。
- 2 この会則は、平成22年8月17日から施行する。
- 3 この会則は、平成23年5月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成24年5月10日から施行する。
- 5 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、令和4年5月26日から施行する。
- 7 この会則は、令和6年5月24日から施行する。